

第 1 - 3 号①様式 (照度不足による器具取替)

※別紙第 1-3 号②様式「照度調査表」も併せてご提出ください。

## 防犯灯設置等助成金交付申請書

令和 年 月 日

松山市防犯協会  
会長 野志 克仁 様

申請者 (設置者)

四国電力の請求明細書をご確認ください。  
※町内会等で支払っているどの番号でも可。

四国電力お客様番号 (契約種別: 公衆街路灯 A) ハイフンを抜くと 12 または 13 桁になります。									
5	1								

町内会等名	
役職名	
フリガナ	
氏名	
住所	松山市
T E L	

次のとおり、防犯灯設置等助成金の交付を受けたいので申請します。  
防犯灯は、町内会・自治会等の所有であり維持管理をいたします。  
この助成金の請求受領に関する一切の権限は、工事組合に委任します。

工事内容	照度不足による器具取替 (10W以下LED防犯灯)			
調査依頼	灯数	灯	別紙: 第 1-3 号②様式 「照度調査表」のとおり	
助成金額	決定灯数	工事費	その他費用※	合計
	灯	円	円	円

太枠の部分を町内会・自治会等でご記入ください。

**住宅地図のコピーに設置箇所を「赤丸」で表示し、必ず添付してください。**

※島しょ部のフェリー代です。設置場所の状況により発生したその他経費は助成できません。

## 防犯灯設置等助成金交付決定書

令和 年 月 日

申請のありました防犯灯設置等助成金を交付することに決定いたしました。

松山市防犯協会会長 野志 克仁 印

## 《申請にあたっての注意事項》

この申請書は、町内会や自治会などの団体が、点灯している蛍光灯防犯灯の『明るさが足りない』と感じる場合に、市防犯協会が調査し、基準を下回っている蛍光灯防犯灯をLEDに器具を取り替えるための申請書です。調査を希望する防犯灯について、町内会等の団体ごとに提出してください。

《下記をお読みいただき、申請してください。》

LED器具への取替設置後の苦情や、撤去などは、申請者（町内会等）で対応していただきますので、取替場所などの詳細を団体内や取替場所の近隣にお住まいの方などと、事前に十分協議してください。

### 1. 提出書類 以下①～③の準備ができましたら提出してください。

- ①防犯灯設置等助成金交付申請書 ※この書類です。  
(第1-3号①様式(照度不足による器具取替))
- ②照度不足による器具取替に伴う防犯灯照度調査表(第1-3号②様式) ※別紙です。
- ③住宅地図のコピー等

※②に記入したすべての防犯灯設置場所と、申請者宅がわかるもの。

該当場所に赤色で印をつけてください。

**※施工完了のサインをいただくため、業者が申請者宅へ伺います。**

### 2. 受付期間 3月末・6月末・9月末・12月末※が締め切りです。

随時受け付けています。ただし、年度内に実施できるのは※令和6年12月27日受付分までです。

◆各締め切りの翌月にまとめて審査・決定しますので、申請から実施まで数か月かかります。

◆審査の結果、助成が認められない場合がありますので、ご了承ください。

### 3. 審査 ◆以下の場合には助成できません。

- ・防犯灯直下の路面照度を計測し、照度が3.0ルクス以上の防犯灯。

### 4. 申請から設置まで

照度調査及び審査に伴い、助成が決定し設置するまでに数か月かかる場合があります。

※予算に達した場合は、受付を終了する場合があります。

### 5. 提出先

松山市防犯協会事務局（市民防災安全課内）または各支所・出張所へご提出ください。

FAXや電子メールでの提出も可能です。送受信確認のためお手数ですが送信後、

948-6736までご一報ください。

申請書は上記窓口に置いているほか、  
市ホームページからダウンロードできます。

松山市防犯灯 申請



## ★LED防犯灯が「点灯していない」とき

第1-2号様式「LED防犯灯の器具取替」を申請してください。

## ★蛍光灯(直管20W1灯式)防犯灯が「点灯していない」、「点滅している」とき

第1-4号様式「蛍光灯防犯灯の器具取替」を申請してください。

【お問い合わせは、松山市防犯協会事務局まで】

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2（本館5階市民防災安全課内）

電話：948-6736 FAX：934-3157

e-mail：bouhan@city.matsuyama.ehime.jp